

個人節税対策

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

個人申告については、7月の予定納税も終了し今年の節税対策の検討をしている方も多いと思います。現状の収入・所得状況を前提とした節税対策を検討します。歯科医師の個人節税対策を検討する場合には、まず、概算経費の適用の有無を基準に検討することが有効です。概算経費の適用の有無による節税対策の区分は表1の通りです。

1

診療収入 5,000 万円
以下 (概算経費の適用
がある場合)

(1) 概算経費の適用

概算経費の特例は、医療（歯科・医科）の保険収入が年間 5,000 万円以下の場合に適用が認められる制度です。保険収入に経費率を乗じて計算した概算経費が実額経費を上回る場合には、概算経費により税額計算をしてもよいことになっています。

実額経費計算の場合は、実際に支出したものが必要経費として認められますが、概算経費の適用がある場合には、実際に支出がなくても概算経費の範囲であれば必要経費となるものです。保険収入の規模によって経費率が設定されたことになります。

この概算経費が適用可能か否かにより個人節税の方針が変わってきますので、まず第一に検討することになります。

なぜなら、概算経費の適用がある場合には、歯科収入に対して必要経費が発生しても概算経費の範囲内である限り必要経費の額は増えないから

表 1 概算経費の適用の有無による節税対策の区分

歯保険収入 / 概算経費の適用	概算経費の適用：有	概算経費の適用：無
保険収入 5,000 万円以下	①概算経費の適用 ②実額経費の削減 ③所得控除対策	①設備投資対策 ②医療法人 ③ MS 法人 ④不動産の損益通算 ⑤所得控除対策
保険収入 5,000 万円超	—	①設備投資対策 ②医療法人 ③ MS 法人 ④不動産の損益通算 ⑤所得控除対策

表 2 主な支出額全額所得控除項目

支出額全額所得控除項目	月限度額（年間限度額）	支出目的
小規模企業共済	7 万円（84 万円）	事業主の退職金
歯科医師年金基金または確定拠出年金	6.8 万円（81.6 万円）	年金

表 3 設備投資の種類・金額別税務処理方法

設備投資の種類・金額	税務処理の方法	備考
1 組10万円未満の少額器具	全額必要経費処理	診療消耗品等
1 組30万円未満の少額資産	全額必要経費処理	30万円未満の滅菌機等
1 30万円超の資産	減価償却	ユニット、レーザー等
1 組500万円以上の医療機器	初年度14%の特別償却	C T、デジタルレントゲン等

です。

(2) 実額経費の削減

概算経費の適用がある場合は、その概算経費の範囲内では実額経費を増やしてもその効果はありませんので、今度は逆に実額経費を減少させて資金支出を減らしたり、今後、実額経費による計算時まで経費を先送りする対策が有効となります。

次のような必要経費について検討してください。

- ① 専従者給与の廃止
- ② 減価償却費の償却方法を定額法に変更
- ③ 開業費（開業前経費）については、概算経費適用の前年までに償却しておくこと

(3) 所得控除対策

概算経費適用時に所得金額の減少を考えると、他の赤字所得との通算か所得控除の増額です。

まずは、実額経費の減少で余裕ができた資金を、支出額全額が所得控除となるものに使ってください。主な支出額全額所得控除項目は表2の通

りです。

2 診療収入 5,000 万円超（概算経費の適用がない場合）

概算経費の適用がない場合には、資金支出が少なくて節税効果があるものを優先して対応することが有効です。

(1) 設備投資対策

歯科収入に対応する必要経費を増額させて、節税を図る方法です。設備投資の金額により税務処理が異なりますので有効性を考慮して対策を講ずることが必要です（表3）。

(2) 医療法人対策

歯科収入に対しての個人節税にも限界があります。歯科収入が5,000万円、利益が1,500万円を超えたら医療法人化の検討をしてください。現状においては、利益が2,000万円を超えるようになると医療法人化が有利です。

(3) MS法人対策

医療法人化に障害がある場合や、医療法人の規模が大きくなった場合に

は、MS（Medical Service：メディカルサービス）法人の検討をしてください。MS法人対策の税務上の効果は歯科利益の分散と給与課税の適用ですから、MS法人の役員となる方が親族にすることが前提です。そのうえで、MS法人の事業規模を大きくすることができるかの検討をしてください。

(4) 不動産の損益通算

不動産の貸付等で生じた赤字は他の所得と通算することができます。赤字通算する金額があると歯科所得を減少させる結果となりますから節税対策となるわけです。

このような節税対策を不動産の損益通算（通称リースマンション節税）といいます。この場合の注意点は、税務上は不動産の赤字のうち土地借入金に対応する支払利息は通算の対象外となりますので、土地比率の高い物件の場合は注意してください。

また、賃貸不動産購入の一般的な注意点として、①家賃の安定性②資産価値減少への対応③購入資金の調達については慎重にご検討ください。

表4 節税対策別の一覧表

単位：万円

項目	現状	概算経費適用	所得控除対策 年間 84 万円支出	医療機器特別償却 500 万円の医療 機器購入	医療法人	MS 法人	不動産 損益通算
診療収入	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
経費	3,000	3,340	3,000	3,249	3,000	3,300	3,000
差引	2,000	1,660	2,000	1,752	2,000	1,700	2,000
所得控除	200	200	284	200	200	200	200
医業利益	1,800	1,460	1,716	1,552	1,800	1,500	1,800
その他所得	0	0	0	0	0	192	△ 16
課税利益	1,800	1,460	1,716	1,552	1,800	1,692	1,784
税金	620	474	584	514	509	574	614
初年度節税額	0	146	36	106	111	46	7
平均年間資金支出	0	0	84	71	0	0	23
備考		全額保険収入	小規模企業共済へ加入	特別償却実施	医療法人の利益は全額、院長の給与	MS 法人の利益は全額、院長の給与	5,000 万円（土地 2,000 万円）の物件家賃月 25 万円全額借入金